

（第一類 第十六号）

第一回 国会 衆議院 財政及び金融委員會議録第四十八号

昭和二十二年十二月六日（土曜日）

午前十一時二十分開議

出席委員

委員長代理 理事島田 普作君

理事梅林 時雄君 理事早稻田 柳右二門君

理事塚田十一郎君 理事吉川 久衛君

赤松 勇君 川合 彰武君

川島 金次君 佐藤 勲次郎君

田中 織之進君 西村 榮一君

林 大作君 栗田 英男君

後藤 悦治君 中曾 根康弘君

原 彪君 細川 八十八君

松田 正一君 泉山 三六君

江崎 眞澄君 周東 英雄君

苦米地 英俊君 山口 喜久一郎君

井出 太郎君 内藤 友明君

石原 登君 河口 陽一君

出席政府委員

大藏政務次官 小坂 善太郎君

大藏事務官 河野 一之君

大藏事務官 前尾 繁三郎君

大藏事務官 愛知 揆一君

大藏事務官 今井 一男君

大藏事務官 石原 周夫君

委員外の出席者

専門調査員 圓地 與四松君

専門調査員 氏家 武君

十二月五日

経済力集中排除法の施行に伴う企業再建整備法の特例等に関する法律案

（内閣提出）（第二一九號）

船舶保険特別會計法案（内閣提出）

（第一四〇號）

労働基準法の施行に伴う政府職員に係る給與の應急措置に関する法律案

（第一四〇號）

（内閣提出）（第一四二號）

金融機関再建整備法の一部を改正する法律案（内閣提出）（第一四五號）

舊日本銀行券の未回収發行高に相當する金額の一部を國庫に納付するに伴う日本銀行への交付金に関する法律案（内閣提出）（第一五〇號）

勸業債券の割増金等に對する所得税の課税の特例に関する法律案（内閣提出）（第一五一號）

貿易資金特別會計法を改正する法律案（内閣提出）（第一五三號）

物品の無償貸付及び譲與等に関する法律案（内閣提出）（第一五四號）

大藏省預金部特別會計、國有鐵道事業特別會計、通信事業特別會計並びに簡易生命保険及郵便年金特別會計の保險勘定及び年金勘定の昭和二十二年度における歳入不足補填のための一般會計からする繰入金に関する法律案（内閣提出）（第一五五號）

政府職員に對する一時手當の支給に関する法律案（内閣提出）（第一五六號）

の審査を本委員會に付託された。

十二月五日

公共用として使用する元軍用施設の無償拂下に関する請願（秋田大助君外一名紹介）（第一三七四號）

地方團體に獨立税創設許可の請願（秋田大助君外一名紹介）（第一三七五號）

賠償價格引上の請願（岡田勢一君外二名紹介）（第一三七六號）

酒粕卸給割當その他に関する請願

（松本眞一君紹介）（第一四〇〇號）

酒粕配給割當その他に関する請願外一件（伊藤幸太郎君紹介）（第一四〇一號）

同（水野實郎君紹介）（第一四〇二號）

衛生櫛の物品税撤廢の請願（山崎道子君外一名紹介）（第一四一五號）

鹽業對策確立の請願（橋直治君外三名紹介）（第一四三〇號）

金融緊急措置令による融資順位引上げ方に関する請願（小野幸君紹介）（第一四四五號）

海產物移入に要する金融措置變更に関する請願（金野定吉君紹介）（第一四六四號）

の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

經濟力集中排除法の施行に伴う企業再建整備法の特例等に関する法律案（内閣提出）（第一三九號）

労働基準法の施行に伴う政府職員に係る給與の應急措置に関する法律案（内閣提出）（第一四二號）

金融機関再建整備法の一部を改正する法律案（内閣提出）（第一四五號）

貿易資金特別會計法を改正する法律案（内閣提出）（第一五三號）

物品の無償貸付及び譲與等に関する法律案（内閣提出）（第一五四號）

大藏省預金部特別會計、國有鐵道事業特別會計、通信事業特別會計並びに簡易生命保険及郵便年金特別會計の保險勘定及び年金勘定の昭和二十二年度における歳入不足補填のための一般會計からする繰入金に関する法律案（内閣提出）（第一五五號）

政府職員に對する一時手當の支給に関する法律案（内閣提出）（第一五六號）

の審査を本委員會に付託された。

十二月五日

公共用として使用する元軍用施設の無償拂下に関する請願（秋田大助君外一名紹介）（第一三七四號）

地方團體に獨立税創設許可の請願（秋田大助君外一名紹介）（第一三七五號）

賠償價格引上の請願（岡田勢一君外二名紹介）（第一三七六號）

酒粕卸給割當その他に関する請願

法律案（内閣提出）（第一五五號）

右各案について、政府委員より提案理由の説明を聴取した。

通貨發行審議會法案（内閣提出）（第六九號）

政府職員に對する一時手當の支給に関する法律案（内閣提出）（第一五六號）

船舶保険特別會計法案（内閣提出）（第一四〇號）

勸業債券の割増金等に對する所得税の課税の特例に関する法律案（内閣提出）（第一五一號）

政府に對する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律案（内閣提出）（第九八號）

〇島田委員長代理 これより會議を開きます。

上程されております政府職員に對する一時手當の支給に関する法律案、労働基準法の施行に伴う政府職員に係る給與の應急措置に関する法律案、勸業債券の割増金等に對する所得税の課税の特例に関する法律案、大藏省預金部特別會計、國有鐵道事業特別會計、通信事業特別會計並びに簡易生命保険及郵便年金特別會計の保險勘定及び年金勘定の昭和二十二年度における歳入不足補填のための一般會計からする繰入金に関する法律案、貿易資金特別會計法を改正する法律案、船舶保険特別會計法案、特別都市計畫法第四條の規定による國庫補助を國債證券の交付により行う等の法律案、物品の無償貸付及び譲與等に関する法律案、金融機関再建整備法の一部を改正する法律案、經濟力集中排除法の施行に伴う企業再建整備法の特例等に関する法律案、以上につきまして逐次政府委員からの説明を求めます。

政府職員に對する一時手當の支給に関する法律案

政府は、この法律施行の際現在に在職する官吏、官吏の待遇を受ける者、嘱託員、雇員、傭人及び工員であつて、當時勤務に服する者に對し、その者の受ける給與の月額に相當する金額を一時手當として支給する。

前項の規定による一時手當の支給の基礎となる給與及び同項の一時手當の支給手續に關し必要な事項は、大藏大臣が、これを定める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の應急措置に関する法律案

政府は、官吏その他政府職員（以下職員という。）、職員の遺族又は職員の死亡當時その収入によつて生計を維持していた者に對する給與で労働基準法（船員たる職員にあつては、船員法）の定める労働條件に相當するもの又は失業保險法の定める給付に相當するものが、當該基準による給與の額又は給付の額に達しないときは、その基準による給與の額

又は給付の額に達するまで給與を増額して支給する。

前項の場合において、同項の規定により増額して支給する給與と従前の例による支給との調整及び同項の規定による給與の支給手続に關し必要な事項は、大蔵大臣が、これを定める。

附則

この法律は、労働基準法第三十七條(船員法にあつては第六十七條)の規定による時間外、休日及び深夜の割増賃金に相當する給與については昭和二十二年七月一日以後、同法中その他の給與に相當するものについては同年九月一日以後、失業保険法の給付に相當する給與については同年十一月一日以後その給與を支給すべき事由の生じた給與につき、これを適用する。

勸業債券の割増金等に關する所得税の課税の特例に關する法律案

勸業債券、貯蓄債券、報國債券、臨時資金調整法第十條ノ五第一項の規定に基く證券及び同法第十條ノ七の規定に基く貯蓄の割増金並びに同法第十條ノ十二第二項に規定する證券の當せん金については、當分の間、所得税を課さない。

附則

この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

大蔵省預金部特別會計、國有鐵道事業特別會計、通信事業特別會計並びに簡易生命保険及郵便年金特別會計の保險勘定及び年金勘定の昭和二十二年度における

る歳入不足補填のための一般会計からする繰入金に關する法律案

案

政府は、大蔵省預金部特別會計、國有鐵道事業特別會計、通信事業特別會計並びに簡易生命保険及郵便年金特別會計の保險勘定及び年金勘定の昭和二十二年度における歳入不足を補填するため、一般会計から大蔵省預金部特別會計、國有鐵道事業特別會計、通信事業特別會計並びに簡易生命保険及郵便年金特別會計の保險勘定及び年金勘定に繰入金をする事ができる。但し、その金額は、大蔵省預金部特別會計については、十億九千六百二十二萬四千圓、國有鐵道事業特別會計については、五十九億九千三百九萬四千圓、通信事業特別會計については、三十億二萬圓、簡易生命保険及郵便年金特別會計の保險勘定については、八千八百七十八萬四千圓、同會計の年金勘定については、二百五十九萬七千圓を以て限度とする。

政府は、前項の規定による繰入金については、後日大蔵省預金部特別會計、國有鐵道事業特別會計、通信事業特別會計並びに簡易生命保険及郵便年金特別會計の保險勘定及び年金勘定から、各、その繰入金に相當する金額に達するまでの金額を、豫算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

貿易資金特別會計法を改正する法律案

貿易資金特別會計法

第一條 貿易資金を置き、その運用に關する經理を一般会計と區分して特別に行うため、特別會計を設ける。

第二條 この會計は、商工大臣が、法令の定めるところに従い、これを管理する。

第三條 貿易資金は、昭和二十年法律第五十三號(貿易資金設置に關する法律)第二條の規定による貿易資金及び一般会計からの繰入金九億五千萬圓を以て、これに充てらる。

貿易資金に不足を生じたときは、この會計の負擔で大蔵省預金部若しくは日本銀行から借入金をし、又は融通證券を發行して、一時これを補足することができ。但し、その金額は、百億圓を超えない。

前項の借入金及び融通證券は、一年以内にこれを償還するものとする。

第四條 貿易資金は、これを貿易物資及びその取引に基く請求權に運用するの外、別表第一に掲げるものに運用することができ。

政府は、貿易資金の運用に關する事務を日本銀行に取り扱わせることができる。

第五條 貿易資金の運用によつて利益を生じたときは、これを當該年度の歳入に繰り入れ、損失を生じたときは、これを當該年度の歳出を以て補填する。但し、補填に關するこの會計の當該年度における歳出豫算額が當該補填額に對して不足するときは、當該不足額は、

これを翌年度において、補填するものとする。

前項の規定による利益又は損失の計算に關する事項は、政令でこれを定める。

第六條 この會計においては、前條第一項の規定による運用益金、第七條第一項の規定による借入金、第十三條第一項の規定による一般会計からの繰入金及び附屬雜收入を以てその歳入とし、命令で定める貿易物資の管理及び處分に要する特別經費、事務取扱費、資金運用手数料、第七條第一項の規定による借入金の償還金、第十三條第一項の規定による一般会計への繰入金、借入金及び融通證券の利子、前條第一項の規定による資金補填金並びに附屬諸費を以てその歳出とする。

第七條 この會計で前條に規定する貿易物資の管理及び處分に要する特別經費、事務取扱費、資金運用手数料、借入金及び融通證券の利子並びに附屬諸費を支拂するため必要があるときは、同會計の負擔で大蔵省預金部又は日本銀行から借入金をすることができ。

前項の借入金は、一年以内にこれを償還するものとする。

第八條 第三條第二項及び前條第一項に規定する借入金及び融通證券の起債、償還等に関する事務は、大蔵大臣がこれを行。

第九條 第三條第二項の規定による借入金又は融通證券の利子、第七條第一項の規定による借入金の償還金及び利子並びに融通證券の發行及び償還に關する諸費の支出に

必要な金額は、毎會計年度、これを國債整理基金特別會計に繰り入れなければならない。

第十條 商工大臣は、毎會計年度、この會計の歳入歳出豫定計算書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

第十一條 この會計の歳入歳出豫算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、これを款及び項に區分する。

第十二條 内閣は、毎會計年度、この會計の豫算を作成し、一般會計の豫算とともに、これを國會に提出しなければならない。

前項の豫算には、左の書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出豫定計算書
二 前年度の損益計算書、貸借對照表及び財産目録
三 前年度及び當該年度の豫定損益計算書及び豫定貸借對照表
四 當該年度の貿易資金運用計畫表

第十三條 この會計において損益計算上過剰を生じたときは、これを一般會計の歳入に繰り入れ、不足を生じたときは、これを一般会計の歳出を以て補填する。但し、繰入に關するこの會計の當該年度における歳出豫算額が當該繰入額に對して不足するときは、又は補填に關する一般會計の當該年度における歳出豫算額が當該補填額に對して不足するときは、各、その不足額は、これを翌年度において繰り入れ又は補填するものとする。

前項の規定による過剰又は不足の計算に關する事項は、政令でこ

れを定める。

第十四條 商工大臣は、毎會計年度、歳入歳出豫定計算書と同一の區分により、この會計の歳入歳出決定計算書を作製し、これを大蔵大臣に送附しなければならない。

第十五條 内閣は、毎會計年度、この會計の歳入歳出決算を作成し、一般會計の歳入歳出決算とともにこれを國會に提出しなければならない。

前項の歳入歳出決算には、左の書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出計算書

二 當該年度の損益計算書、貸借對照表及び財産目録

三 債務に關する計算書

第十六條 貿易資金の運用に關しては、財政法第三十四條並びに會計法第十一條、第十二條及び第十四條の例による。

第十七條 この法律の施行に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

附則

第十八條 この法律は、昭和三十一年十二月十五日から、これを施行する。但し、第十六條の規定は、昭和三十三年一月一日からこれを施行する。

第十九條 この法律による改正前の貿易資金特別會計法第四條又はこの法律の第五條の規定による貿易資金の利益又は損失については、これらの規定にかかわらず、昭和二十一年度から別に法律で定める會計年度までの期間中は、各會計年度ごとの計算を省略して、當該期間の全期間について、政令の定

めるところにより、これを計算することができる。

第二十條 一般會計は、前條に規定する期間中に限り、各會計年度における貿易資金の運用につき、別表第二中第一類各號に掲げる金額の合計額が、同表中第二類各號に掲げる金額の合計額を超過する場合は、その超過額に相當する金額を貿易資金の補填として同資金に繰り入れることができる。

前項の規定による貿易資金の補填は、各會計年度において、同項の計算確定前、概算を以てこれを行うことができる。

前項の場合において、概算による補填額が第一項の規定による計算により確定した補填額に對して超過し、又は不足するときは、當該超過額は、これを翌年度において生ずべき貿易資金の不足額の補填に充當し、又は餘りがあるときは、これを一般會計に返還し、當該不足額は、翌年度において、これを補填するものとする。

第二十一條 第十二條第二項第二號及び第三號の規定は、昭和三十一年度分から第十九條に規定する法律で定める會計年度までの各會計年度分については、これを適用しない。

第十五條第二項第二號及び第三號の規定は、昭和二十一年度分から第十九條に規定する法律で定める會計年度までの各會計年度分については、これを適用しない。

第二十二條 昭和二十一年度の歳入歳出の決算に關しては、なお、従前の例による。

別表第一

一 貿易物資に準ずる物資で、商工大臣が大蔵大臣に協議して定めるもの

二 貿易以外の原因に基く外國への送金、外國からの送金又はこれらに準ずるもので、商工大臣が大蔵大臣に協議して定めるもの

三 大藏省預金部への預金

四 貿易公團に對する貸付金

別表第二

第一類 輸出物資の買入金額（未拂金額を含む。）

二 國有に係る輸入資材の加工賃（諸掛を含む。）の支拂金額（未拂金額を含む。）

三 輸入諸掛の支拂金額（未拂金額を含む。）

四 貿易物資に準ずる物資で、商工大臣が大蔵大臣に協議して定めるもの（以下準貿易物資という。）の買入金額（未拂金額を含む。）

五 準貿易物資に關する諸掛の支拂金額（未拂金額を含む。）

六 貿易以外の原因に基く外國からの送金又はこれに準ずるもので、商工大臣が大蔵大臣に協議して定めるものに關する支拂金額（未拂金額を含む。）

七 第三條第一項に規定する貿易資金額及び前年度から持ち越した同條第二項の規定による借入金金の償還未済額（昭和二十二年分については、昭和二十二年法律第五十三條第二條の規定による貿易資金額及びこの法律による改正前の貿易資金特別會計法第二條第二項の規定による借入金金の償還未済額）

る改正前の貿易資金特別會計法第二條第二項の規定による借入金金の償還未済額）

八 當該年度末における貿易公團に對する貸付金額

第二類

一 輸入物資の賣拂金額（未収入金額を含む。）

二 準貿易物資の賣拂金額（未収入金額を含む。）

三 貿易以外の原因に基く外國への送金又はこれに準ずるもので、商工大臣が大蔵大臣に協議して定めるものに關する受入金額（未収入金額を含む。）

四 前年度から持ち越した現金額

五 當該年度末に保有する貿易物資又は準貿易物資（貿易公團の保有する輸出物資又は準貿易物資を含む。）の價額に、命令で定める割合を乗じて得た金額

船員保險特別會計法

第一條 船員保險法による船員保險事業を經營するため、特別會計を設置し、その歳入を以てその歳出に充てる。

第二條 この會計は、運輸大臣が、法令の定めるところに従い、これを管理する。

第三條 この會計は、これを普通保險勘定及び失業保險勘定に區分する。

第四條 普通保險勘定においては、船員保險事業のうち失業保險事業以外の保險事業經營上の保險料、一般會計からの受入金、積立金から生ずる収入、借入金及び附屬雜

収入を以てその歳入とし、同事業經營上の保險給付費、借入金金の償還金及び利子、業務取扱費、療養所費、福祉施設費、營繕費その他の諸費を以てその歳出とする。

第五條 失業保險勘定においては、船員保險事業のうち失業保險事業經營上の保險料、一般會計からの受入金、積立金から生ずる収入、借入金及び附屬雜収入を以てその歳入とし、同事業經營上の保險金、借入金金の償還金及び利子、一時借入金の利子、業務取扱費、營繕費その他の諸費を以てその歳出とする。

第六條 普通保險勘定又は失業保險勘定において、保險給付費又は保險金を支拂するため必要があるときは、當該勘定の負擔において、借入金をなすことができる。

第七條 運輸大臣は、毎會計年度、この會計の歳入歳出豫定計算書を作製し、これを大蔵大臣に送附しなければならない。

第八條 この會計の歳入歳出豫算は、これを普通保險及び失業保險の二勘定に分け、各勘定のうちにおいて、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、これを款及び項に區分する。

第九條 内閣は、毎會計年度、この會計の豫算を作成し、一般會計の豫算とともに、これを國會に提出しなければならない。

前項の豫算には、左の書類を添付しなければならない。

一 歳入歳出豫定計算書

二 前前年度の損益計算書及び貸借對照表並びに前前年度末にお

ける積立金明細表

三 前年度及び當該年度の豫定損益計算書及び豫定貸借対照表

第十條 各勘定において、支拂上現金に餘裕があるときは、これを大藏省預金部に預け入れることができる。

第十一條 失業保險勘定において、支拂上現金に不足があるときは、當該勘定の負擔において、一時借入金を入金することができる。

前項の規定による一時借入金は、當該年度内に、これを償還しなければならない。

第十二條 第六條に規定する借入金及び前條に規定する一時借入金の借入及び償還に關する事務は、大藏大臣が、これを行ふ。

第十三條 運輸大臣は、毎會計年度、歳入歳出豫定計算書と同一の區分により、この會計の歳入歳出決定計算書を作成し、これを大藏大臣に送付しなければならない。

第十四條 内閣は、毎會計年度、この會計の歳入歳出決算とともに、一般會計の歳入歳出決算とともに、國會に提出しなければならない。

前項の歳入歳出決算には、歳入歳出決定計算書、當該年度の損益計算書、貸借対照表、當該年度末における積立金明細表及び債務に關する計算書を添付しなければならない。

第十五條 普通保險勘定又は失業保險勘定において、決算上剩餘金を生じたときは、當該勘定の積立金として、これを積み立てなければならない。

普通保險勘定又は失業保險勘定

において、決算上不足を生じたときは、當該勘定の積立金から、これを補足する。

第十六條 普通保險勘定及び失業保險勘定の各積立金は、國債を以て保有し、又は大藏省預金部に預け入れて、これを運用することができる。

第十七條 この會計において、支拂義務の生じた歳出金で、當該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出豫算は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

前項の規定による繰越は、財政法第四十三條の規定にかかわらず、大藏大臣の承認を経ることを要しない。

運輸大臣は、第一項の規定による繰越をなしたときは、大藏大臣及び會計検査院に通知しなければならない。

第十八條 この法律の施行に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

附則

第十九條 この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

第二十條 第一條において船員保險法による船員保險事業とあり、又は第五條において船員保險事業とあり、若しくは失業保險事業とあるのは、昭和二十二年十月一日から昭和二十三年三月三十一日までの間に於いて船員として船舶所有者に使用されなくなつた者に對し失業手當金及び失業保險金を支給する事業を含むものとする。

第五條及び第六條において保險

金とあるのは、前項の失業手當金及び失業保險金を含むものとする。

第二十一條 この法律施行の際厚生保險特別會計船員勘定に屬する積立金その他の權利義務は、これをこの會計に歸屬せしめ、普通保險勘定の所屬とする。

第二十二條 厚生保險特別會計船員勘定の昭和二十二年の歳入歳出は、これをこの會計の普通保險勘定に移して決算を行ふものとする。

前項の規定による決算の作成については、當該歳入及び歳出に係る歳算並びに收納済歳入額及び支出済歳出額は、これをこの會計の歳入及び歳出の豫算並びに收納済歳入額及び支出済歳出額に含めて作成することができる。

第二十三條 この法律施行の際厚生保險特別會計業務勘定に屬する船員保險事業に關する權利義務は、これをこの會計に歸屬せしめ、普通保險勘定の所屬とする。

厚生保險特別會計業務勘定の昭和二十二年の決算上の剩餘金で船員勘定の積立金となるべきものは、同年度の決算終了の際、この會計に歸屬せしめ、普通保險勘定の所屬とする。

第二十四條 厚生保險特別會計法の第一條中「厚生年金保險事業及船員保險事業」を「及厚生年金保險事業」に改める。

第二條中「船員勘定」を削る。

第五條 削除

取扱ニ關スル諸費、療養所費、福祉施設費又ハ營養費ニ充ツル爲ノ船員勘定ヨリノ受入金、を削り、「厚生年金保險事業及船員保險事業」を「及厚生年金保險事業」に、「厚生年金保險事業ノ福祉施設費及營養費並ニ船員保險事業ノ療養所費」を「船員保險事業」を「及厚生年金保險事業ノ福祉施設費及營養費」に改める。

第八條中又ハ船員勘定を削る。

第九條中「年金勘定及船員勘定」を「及年金勘定」に改める。

第十一條 削除

第十三條中「年金勘定及船員勘定」を「及年金勘定」に改める。

第十四條 内閣ハ毎年度本會計ノ豫算ヲ作成シ一般會計ノ豫算ト共ニ之ヲ國會ニ提出スベシ、

第二十五條 從前ノ厚生保險特別會計法の規定は、厚生保險特別會計業務勘定の昭和二十二年の決算上の剩餘金については、この法律施行後でも、なおその效力を有する。

特別都市計畫法第四條の規定による國庫補助を國債證券の交付により行ふ等の法律案

第一條 國庫が特別都市計畫法第四條の規定により特別都市計畫事業に必要な費用を補助する場合において、その費用のうち同法第十六條の規定により交付する補償金に係る部分に對する補助は、國債證券の交付により、これを行ふことができる。

前項の規定により交付する國債證券の交付價格は、時價を參照し

て、大藏大臣がこれを定める。

第二條 特別都市計畫法第十六條の規定による補償金の交付は、前條に規定する國債證券の交付により、これを行ふことができる。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

物品の無償貸付及び譲與等に關する法律案

第一條 この法律において、物品とは、國の所有に屬する動産であつて、國有財産法の適用を受けないものをいう。

第二條 物品を國以外のものに無償又は時價よりも低い對價で貸し付けることができるのは、他の法律に定める場合の外、左に掲げる場合に限る。

一 國の事務又は事業に關する施策の普及又は宣傳を目的として印刷物、寫眞、映画用器材その他これに準ずる物品を貸し付けるとき

二 國の事務又は事業の用に供する土地、工作物その他の物件の工事又は製造のため必要な物品を貸し付けるとき

三 教育、試験、研究及び調査のため必要な物品を貸し付けるとき

四 國の職員を以て組織する共済組合、消費組合その他大藏大臣の指定する團體に對し、職務の

ため必要な机、椅子その他これに準ずる物品を貸し付けるとき

五 國で經營する保險事業において療養の給付として行ひ被保險者の療養の委託を受けた者に對し、その療養の給付のため必要な物品を貸し付けるとき

六 地方公共團體又は開拓事業を行ふ者に對し、開拓のため必要なトラクター（ブルドーザーを含む）、プロローハロー、拔根機その他の開拓用土木機械を貸し付けるとき

七 家畜の改良又は増殖を圖るため家畜を貸し付けるとき

八 貸付期間中においても國が必要とする場合には國の事業に使用し得ることを條件として、家畜を貸し付けるとき

第三條 物品を國以外のものに譲渡又は時價よりも低い對價で譲渡することができるときは、他の法律に定める場合の外、左に掲げる場合に限る。

一 國の事務又は事業に關する施策の普及又は宣傳を目的として印刷物、寫眞その他これに準ずる物品を配布するとき

二 公用に供するため寄附を受けた物品又は工作物について、その用途を廢止した場合において、當該物品又は工作物の解體又は撤去により物品となつたものを寄附者又はその一般承継人に譲渡するとき

三 教育、試験、研究及び調査のため必要な印刷物、寫眞その他これに準ずる物品及び見本用又は標本用物品を譲渡するとき

四 豫算に定める交際費又は報償費を以て購入した物品を贈與するとき

五 生活必需品、醫藥品、衛生材料及びその他の救じゆつ品を生括困難者又は海外から引き揚げた者若しくは本邦から引き揚げた者であつて應急救助を要する者に對し譲渡するとき

六 農林水産物の改良又は増殖を圖るため種苗、種卵又は稚魚を譲渡するとき

七 家畜の改良又は増殖を圖るため家畜の無償貸付を受けた者又は飼育管理の委託を受けた者が、主務大臣の定める條件に従ひ飼育管理したとき、その者に對し當該家畜を譲渡するとき

八 家畜の無償貸付又は飼育管理の委託を受けた者に對し、その果實を譲渡するとき

第四條 物品を國以外のものに時價よりも低い對價で譲渡することができるときは、前條及び他の法律に定める場合の外、左に掲げる場合に限る。

一 家畜の改良又は増殖を圖るため家畜を譲渡するとき

二 傳染病豫防のため必要な醫藥品を譲渡するとき

第五條 この法律の施行に關し必要な事項は、各省各廳の長（財政法第二十條第二項に規定する各省各廳の長をいふ。以下同じ。）がこれを定める。

附則 前項の場合には、各省各廳の長は豫め、大藏大臣に協議しなければならない。

第六條 この法律は、昭和二十二年四月一日からこれを適用する。

第七條 地方自治法施行の際都道府縣においてその事務又は事業の用に供していた物品は、第三條の規定にかかわらず、これを當該都道府縣に譲與することができる。

前項に規定する物品のうち、當該都道府縣に譲與しない物品は、第二條の規定にかかわらず、當分の間、これを當該都道府縣に無償で貸し付けるものとする。

第一項の規定により物品を都道府縣に譲與する場合には、當該物品を所掌する各省各廳の長は、豫め、大藏大臣に協議しなければならない。

第八條 國の所有に屬する牛及び馬は、第二條の規定にかかわらず、有畜營農の普及を圖るため必要があるときは、昭和二十三年三月三十一日まで、これを國以外のものに無償で貸し付けることができる。

金融機關再建整備法の一部を改正する法律案 金融機關再建整備法の一部を次のように改正する。

第四十二條の二 第二十六條第二項、第四十條第一項又は第四十一條第一項の規定により他の金融機關（以下譲受金融機關といふ。）に新勘定の事業の全部若しくは一部を譲渡し、又は新勘定の保險契約の全部若しくは一部を移轉する金融機關（以下譲渡金融機關といふ。）は、第二十六條第二項の規定の適用を受ける譲渡金融機關につ

いては、第二十七條第一項の認可を受けた日、その他の譲渡金融機關については、第四十條第一項の認可又は第四十一條第一項の命令のあつた日以後に退職する役員又は従業員以下退職者といふ。）に對しては、法令の規定、定款の定又は契約の條項にかかわらず、退職金を支給してはならない。

譲渡金融機關は、前項の規定にかかわらず、退職者で新勘定及び舊勘定の區分の消滅の日までに譲受金融機關の役員又は従業員とならなかつたものに對して、その翌日以後退職金を支給することができ

る。

前項の規定によつて支給する退職金には、退職の日以後の利息を附することができる。

第四十二條の三 譲渡金融機關の退職者で第二十七條第一項の認可又は第四十條第一項の認可若しくは第四十一條第一項の命令のあつた日以後新勘定及舊勘定の區分の消滅の日までに譲受金融機關の役員又は従業員となつたものの當該譲渡金融機關における役員又は従業員としての在職期間は、退職金の計算については、これを當該譲受金融機關における役員又は従業員としての在職期間とみなす。

第四十二條の四 金融機關は、任意積立金の三分の一に相當する金額と厚生年金保險法附則十條乃至第十二條の規定による舊退職積立金及退職手当法により積み立てた退職手當積立金又は準備積立金の金額との合計金額の範圍内において、主務大臣の認可を受けて、第二十

七條第一項の認可又は第四十條第一項の認可若しくは第四十一條第一項の命令のあつた日において當該金融機關の従業員である者に對して當該金融機關又は譲受金融機關が退職金を支給するため留保を必要とする積立金の金額を定めることができる。

前項の規定により定められた積立金の金額は、第十三條第一項第二號の合計額に加算するものと

し、第十八條第一號イ、第二十條第一項第二號、第二十四條第一項第二號及び第二十五條第一項第二號の積立金には、これを含めないものとする。

第一項の規定により留保すべき積立金の金額を定めた場合において、當該金融機關が譲受金融機關に對し新勘定の事業の全部若しくは一部の譲渡又は新勘定の保險契約の全部若しくは一部の移轉をなしたときは、當該金融機關は、主務大臣の認可を受けて、當該積立金の全部又は一部を取り崩してこれに相當する資産を當該譲受金融機關に譲渡しなければならない。

前項の場合において、譲受金融機關は、同項の規定により譲り受けた資産に相當する金額を積み立てなければならない。

金融機關が第一項の規定により留保した積立金又は譲受金融機關が前項の規定により積み立てた積立金は、第三項の場合又は清算若しくは破算の場合を除く外、主務大臣の認可を受けなければ、第二十七條第一項の認可又は第四十條第一項の認可若しくは第四十一條

第一項の命令のあつた日において第一項の金融機関の従業員であつた者に對する退職金の支拂以外の目的に、これを使用してはならない。

第四十二條の五 譲渡金融機関が前條第三項の規定により譲受金融機関に譲渡した資産に相當する金額又は譲受金融機関が前條第四項の規定により積み立てた金額は、法人税法による各事業年度の普通所得、特別法人税法による各事業年度の剰餘金又は地方税法により營業税を課する場合における各事業年度の純益の計算上、これを損金又は益金に算入しない。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

經濟力集中排除法の施行に伴う企業再建整備法の特例等に関する法律案

第一條 企業再建整備法の特別經理株式會社が經濟力集中排除法第三條第一號乃至第三號の規定により指定された場合においては、當該特別經理株式會社（以下指定特別經理株式會社という。）の整備計畫又は決定整備計畫につき、企業再建整備法第五條第一項、第二十二條第一項（同法第二十一條第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は第二十一條第一項の規定によりする認可の申請及びこれに對する認可は、經濟力集中排除法第十一條第二項の規定による決定指令（以下決定指令という。）の内容に従つて、これをし

なければならぬ。

指定特別經理株式會社について、經濟力集中排除法第七條第二項第八號の規定により管理人が指名された場合においては、當該管理人は、同法第三條第一號乃至第三號の規定により指定された經濟力の集中の排除に關する事項について、當該指定特別經理株式會社の特別管理人を監督する。

前項の場合において、指定特別經理株式會社の特別管理人は、企業再建整備法第五條第一項、第二十二條第一項又は第二十一條第一項の規定により認可の申請をするときは、當該指名された管理人の承認を受けなければならない。

前三項の規定は、株式會社以外の企業再建整備法の特別經理株式會社であつて經濟力集中排除法第三條第一號乃至第三號の規定により指定されたものに、これを準用する。

第一項及び第三項並びに企業再建整備法第六條第一項第一號及び第四號、第二十八條第一項、第二十九條の七、第三十二條及び第三十三條の規定は、同法の特別經理株式會社以外の會社であつて經濟力集中排除法第三條第一號乃至第三號の規定により指定されたものが企業再建整備法第五十四條の二第一項の規定により認可の申請をする場合において、これを準用する。この場合において、第三項中「特別管理人」とあるのは「取締役」と読み替へるものとする。

第二條 前條第二項（同條第四項及び第五項において準用する場合を

含む。）の規定の適用を受ける會社及び金融機関再建整備法の金融機関を除くの外經濟力集中排除法第三條第一號乃至第三號の規定により指定された會社（以下指定會社という。）が、同法第七條第二項第七號の規定により提出する企業再建整備計畫書中に、企業再建整備法第六條第一項第一號乃至第四號、第七號、第九號、第十四號、第十八號及び第十九號に掲げる事項（同項第三號及び第七號中役員

の氏名及び役員の任期に關する事項並びに同法第三十四條の五第一項の規定による資産の譲渡に關する事項を除く。）について記載をし、これにつき持株會社整理委員會の決定指令による承認を受けたとき、又は持株會社整理委員會が、經濟力集中排除法第七條第二項第七號の規定により、指定會社につき決定指令によりこれらの事項を記載した企業再建整備計畫書を作成したときは、企業再建整備法第十條、第十三條、第二十三條、第二十八條第一項、第三項及び第四項、第二十九條、第二十九條の二第二項、第二十九條の五、第二十九條の七、第三十一條乃至第三十三條、第三十四條の二、第三十四條の三、第三十四條の四第一項、第三項及び第四項並びに第三十四條の六の規定は、當該指定會社に、これを準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「持株會社整理委員會」と、「整備計畫」とあるのは「企業再建整備計畫」と、「決定整備計畫」とあるのは「決定指令」によ

り、承認を受け、又は作成された企業再建整備計畫」と、「第十五條第一項乃至第三項の規定による認可」とあるのは「企業再建整備計畫の承認又は作成の決定指令」と、「第三十六條第一項第一號但書の規定による舊勘定及び新勘定の併合の日」とあるのは「第二會社の設立の登記の日（第二會社が二以上あるときは、決定指令により、承認を受け、又は作成された企業再建整備計畫中に定められた日とし、その定がないときは、その最も遅い設立の登記の日とする。）」と、同法第十條第一項中「新勘定に所屬する」とあるのは「指定會社の」と、「指定時後特別經理株式會社の新勘定の負擔となつた債務」とあるのは「指定會社の債務」と読み替へるものとする。

第三條 指定特別經理株式會社の資産であつて先取特權、質權又は抵當權の目的物であるものが企業再建整備法第十條第一項又は第二項の規定により第二會社に出資又は譲渡せられる場合において、第二會社が二以上あるときは、一の第二會社が出資又は譲渡を受けた資産の上に存する先取特權、質權又は抵當權は、決定整備計畫に定めのある場合に限り、同條第一項の規定により他の第二會社が承継した債務に對する關係において、當該資産については、消滅するものとする。

前項の規定は、存續する指定特別經理株式會社の資産の上に存する先取特權、質權又は抵當權と第二會社に承継せられた債務との間

及び存續する指定特別經理株式會社の債務と第二會社に出資又は譲渡せられた資産の上に存する先取特權、質權又は抵當權との間に、これを準用する。

前二項の規定により先取特權、質權又は抵當權が消滅する場合における變更又は抹消の登記又は登録の手續については、命令で特別の定をすることが出来る。

第四條 持株會社整理委員會の指定する指定特別經理株式會社は、その指定の日から企業再建整備計畫の承認又は作成の決定指令のある日までの間、金銭債權の債務者に對して當該債權の擔保をすることができない。但し、第三項前段の規定により指定特別經理株式會社から申請のあつた場合には、當該指定特別經理株式會社は、遅延に因る損害賠償の責任を免れることはない。

前項の規定は、同項の規定による指定の日以後生じた債權、國又は都道府縣その他の地方公共團體に對する公租公課、給料その他の定期的給與の債權、擔保債權のある債權及び持株會社整理委員會の許可した債權については、これを適用しない。

第一項の規定による指定は、指定特別經理株式會社が、取締役の決議により、經濟力集中排除法第三條第一號乃至第三號の規定による指定があつたことに因り、債務超過若しくは支拂不能に陥る虞又は債務超過若しくは支拂不能の疑があると認めて、當該事情を詳細に記載した書類を添えて、持株會

社整理委員会に申請した場合において、これをすることができ、指定特別整理株式會社に對して十萬圓以上の債權を有する者が申請した場合も、同様である。

第一項の規定による指定は、當該指定特別整理株式會社に對しその旨を文書で通知することにより、これをする。

持株會社整理委員会は、第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならぬ。

持株會社整理委員会は、前項の規定による公告をした日から十五日以内に、利害關係人に對し聽聞會を開かなければならぬ。

經濟力集中排除法第九條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による聽聞會に、これを準用する。

持株會社整理委員会は、前項において準用する經濟力集中排除法第九條第二項の規定による異議の申立又は意見の具申に基き、當該指定特別整理株式會社につき債務超過若しくは支拂不能に陥る虞又は債務超過若しくは支拂不能の疑がないと認めるときは、遅滞なく、第一項の規定による指定を取り消さなければならぬ。

第四項及び第五項の規定は、前項の規定による指定の取消に、これを準用する。

第五條 指定特別整理株式會社に對する經濟力集中排除法第三條第一號乃至第三號の規定による指定の日から企業再編成計畫の承認又は作成の決定指令のある日までの間

に生じた當該指定特別整理株式會社に對する事業に關する貸付金の債權者は、當該指定特別整理株式會社又は企業再建整備法第十條第一項の規定により當該債務を承繼した第二會社の總財産について、他の債權者に先き立つて、當該債權の辨濟を受ける權利を有する。

前項の規定は、民法上の一般の先取特權の行使を妨げることがない。

第一項の規定による優先權のある債權については、整備計畫においてこれを定めなければならぬ。

第六條 前三條の規定は、第一條第四項及び第五項において準用する同條第一項の規定の適用を受ける會社及び指定會社に、これを準用する。

第七條 指定特別整理株式會社若しくは第一條第四項及び第五項において準用する同條第一項の規定の適用を受ける會社又は指定會社が、決定整備計畫又は決定指令により、承認を受け、若しくは作成された企業再編成計畫に定められた事項につき登記をなすべき場合において、當該登記の申請書に非訟事件手續法第八十條第二項（同法第八十六條及び第九十七條第二項において準用する場合を含む。）、第八十八條第二項（同法第二百一十三條において準用する場合を含む。）、第九十條第一項（同法第九十八條第一項及び第二項の六において準用する場合を含む。）又は第九十七條第二項に規定する書類を添

附すべきときは、決定整備計畫書若しくは決定指令書又はその認證ある謄本若しくは抄本を添附しなければならない。

前項に規定する會社が經濟力集中排除法第七條第三項又は企業再建整備法第十七條第三項（同法第五十二條において準用する場合を含む。）若しくは第三十二條（同法第五十二條並びにこの法律の第一條第五項及び第二條において準用する場合を含む。）の規定により解散した場合における登記の手續に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第八條 前條第一項に規定する會社につき經濟力集中排除法第七條第二項第八號の規定による管理人の指名があつたときは、遅滞なく、その旨を登記しなければならぬ。

當該指名された管理人の權限が消滅したときも、同様とする。

前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これを以て第三者に對抗することができない。

第一項の登記の手續に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第九條 左の場合においては、その行為をした特別整理會社の特別管理人又は會社の取締役その他これに準ずる者は、これを五千圓以下の過料に處する。但し、その行為につき刑を科すべきときは、この限りでない。

一 第一條第三項（同條第四項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定に反して管理人の承認を受けなかつたとき。

二 第四條第一項（第六條において準用する場合を含む。）の規定に違反して債務の辨濟をしたとき。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

○小坂政府委員 それではただいま委員長から仰せになりました政府職員に對する一時手當支給に關する法律案は、九法律案につきまして御説明を申し上げます。これらはいずれも技術的のものでありますので、何とぞ御審議の上速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

まず最初に政府職員に對する一時手當支給に關する法律案につき御説明を申し上げます。

このたび本國會に提出いたしました政府職員の生活費を補給するための一時手當の支給に關する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。各位の御審議をお願いいたします。

全通その他の官公職員労働組合からの提訴にかゝる生活補給金即時支給等の要求についての中央労働委員會の調停案が、先般提示されましたので、政府はこれに對する措置を鋭意研究中であります。このままでは現金の支給が遅延するおそれがあり、とりあえず、この際各職員に對し、その現に受けている給與の一月分に相當する金額を一時手當として支給いたそうと存じ

まして、この法律案を提出いたしました次第でありまして、すなわちこの手當は從來政府職員の給與が、月の初めに繰上げて支給せられていた關係を是正す

るとともに、中央労働委員會の調停案に應える一部の給與たる意味を有するものであります。この法律案によりまして一時手當の支給方法といたしましては、各職員の現に受けている俸給、暫定加給、暫定加給臨時増給、臨時家族手當、臨時勤務地手當及び昭和二十二年法律第四十號による臨時手當の合計月額に相當する金額を支給することとしたのであります。この措置によりまして支給を實施いたしますために必要な豫算額は、概算いたしますと、大約一般會計所屬職員の分十億四千九百餘萬圓、特別會計所屬職員の分十九億七千二百餘萬圓、合計三十億二千二百餘萬圓であります。この金額はただいま本國會に提案中の一般會計豫算補正十號及び特別會計豫算補正第五號に計上いたしてあります。

本案につきましては、政府職員の最近の生活の實情をおくみとりくださいます。御審議の上、速やかに原案通り御決定あらんことを希望いたします。

次に労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の應急措置に關する法律案は、一法律案についての提案の理由を御説明申し上げます。

このたび本國會に提出いたしました労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の應急措置に關する法律案、及び昭和二十二年法律第二百一十一號の一部を改正する法律案につきまして、一括して提案の理由を御説明申し上げます。各位の御審議をお願いいたします。

新憲法の施行に伴いまして、政府職員の給與に關する基準は、法律をもつてこれを定めなければならないことと

相なりました。さらには労働基準法、船員法及び失業保険法の施行に伴いまして、政府職員に係る現行給与体系についても、所要の改正を加えることが必要と相なつたのであります。政府はこれに應じて、政府職員の給与全般に關する基準を定めた法律案を國會に提出すべく、鋭意準備中でありまして、これが検討になお若干の時日を要します。とりあえず應急的措置をいたしますために、本法律案二件を提出いたしました次第であります。

まず労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の應急措置に關する法律案について御説明申し上げます。

現行の政府職員の給与制度は、昭和二十二年法律第七十二號及び同年勅令第二百六十一號により、新憲法施行後も経過的にそのまゝ本年十二年末まで存続するわけでありましたが、ただいま申し上げました労働基準法等の施行に伴いまして、その定める基準に達せしめるため、現行の給与制度に一部改善を加える必要が生じたのであります。よつて包括的な給与法案のできまです。暫定的の措置として、政府職員について、少くとも労働基準法等の規定による最低基準まで給与を増額支給するため、政府職員に係る現行の給与で労働基準法、船員法である職員については船員法の定める労働条件に相當するもの、または失業保険法の定める給付に相當するものが、それらの法律に定めた基準に達しない場合には、その基準に達するまで、給与を増額して支給することとしたものであります。

なお第二の規定は、この措置により増額して支給する給与と、従前の例による他の給与との調整、及びこの措置に

よる給与の支給手続については、大蔵大臣が定める旨を規定したものであります。この法律が實施せられました場合、従前の給与が労働基準法等の定めよりも低いため、實際に現行の給与より増額せられるものも申し上げます。すると、時間外、休日または深夜の勤務に對する超過勤務手当、公務に基いて殉職または傷病にかつた場合の災害補償、退職手当等であります。なおこの法律の適用の時期につきましては、超過勤務手当については、昭和二十二年七月一日以後、その他については九月一日以後、失業保険給付に相當する給与については、十一月一日以後、その給与を支給すべき事由の生じた給與につき適用することとしたします。

次に勤業債券の増増金等に對する所得税の特例に關する法律案につきて、提案の理由を御説明いたします。

現下の金融情勢の推移に鑑みまして、速やかにインフレーションを阻止し、経済秩序を安定し、経済の再建を促進いたしますことは、喫緊の要務であります。これがためには、貯蓄の増進をはかることが必須の要件であると考えます。

が公社債の償還差益は所得税法におきまして、一時所得の課税から除外されております。何とぞこの點をお酌取くださいます。何とぞ御審議の上御賛成あらんことを希望いたします。

次に大蔵省預金部特別會計、國有鐵道事業特別會計、通信事業特別會計並びに簡易生命保険及び郵便年金特別會計の保險勘定及び年金勘定の昭和二十二年度における繰入金不足補填のための一般會計から繰入金に關する法律案提出の理由を御説明申し上げます。

大蔵省預金部特別會計におきましては、別添御審議を願ひました昭和二十二年特別會計豫算補正(特第三號)に掲げてありますように、新規の繰入金不足額が七億八千七百十餘萬圓生ずるのであります。さきに帝國議會において協賛を得ました當初豫算におきまして、借入金をもつて補足することにしたしました繰入金不足額が、九億八千五百三十餘萬圓あるものであります。國民の零細な貯蓄をもつて資金とし、その運用を目的とした本會計としまして、その收支の不足の補填を多額の借入金に負うことは適當でないのみならず、一般會計及び特別會計を通ずる健全財政の趣旨にも副ねんと考えられます。よつて前述の新規繰入金不足額七億八千七百十餘萬圓のうち、二億六千六百三十餘萬圓は、これを積立金の不足が充てることになりまして、この際一般會計からこの會計に十億圓を繰入れることとして、これを補足するとともに、かつなお繰入金四億二千九百十餘萬圓については、本會計における經費節約二千八百餘萬圓を合せ、當初豫算における借入金の繰入額の減少に充當しようとするのであります。

次に國有鐵道事業特別會計及び通信事業特別會計におきましては、今次補正豫算の編成にあたりまして、人件費及び物件費等につきまして、相當の節約を行うこととしたしたにもかかわらず、現在の收支状況におきましては、當初豫算及び補正豫算を通じて、繰入金不足が鐵道會計におきまして百一十一億九千九百餘萬圓、通信會計におきまして四十三億六千二百餘萬圓に上る情勢であります。しこうしてこれが補填の方策をいたしましては、いろいろと考えられるのであります。各般の關係上、さしあたりこの際といたしましては、兩會計におきまして本年十一月以降、本年度一ぱいに生ずると見込まれます大體の繰入金不足額、すなわち國有鐵道事業會計における五十億圓、通信事業會計における二十五億圓を限度といたしまして、その不足財源を一般會計から當該各會計へ繰入れることとしたしたいと考えるのであります。

以上申し上げましたのが、今回の補正豫算の編成にあたりまして、一般會計及び特別會計を通ずる健全財政の方針を堅持いたしますための措置であります。これに關する豫算的措置は、補正第七號、第八號及び補正第二十條の規定であります。現行法の第二十條の規定によりますと、貿易資金の運用によります利益または損失の計算は、これを毎年度行ふことと相なつておりまして、その結果生じました利益または損失は、結局におきまして一般會計への繰入れとなりまして、また一般會計からの繰入れとなる構成となつておるのであります。現在

財源につきましては、これまたその不足額を一般會計から繰入れることが、やむを得ないものと存ぜられるのであります。大蔵省預金部特別會計におきましては、さらに九千六百二十二萬四千圓、國有鐵道事業特別會計におきましては、さらに九億九千三百九萬四千圓、通信事業特別會計におきましては、さらに五億二萬圓を、一般會計から繰入れることとしたします。ことに、新たに簡易生命保険及び郵便年金特別會計の保險勘定につきましては八千八百七十八萬四千圓、同會計の年金勘定につきましては二百五十九萬七千圓を限度といたしまして、一般會計から繰入れる必要があるのであります。

なおこの繰入金につきましては、これらの特別會計の性質上、今後適當な時期において當該各特別會計から、それぞれ繰入金額を一般會計へ返償することとする豫定であります。これに關する規定をも設けた次第であります。何とぞ御審議の上、御賛成あらんことを御願ひいたします。

次に貿易資金特別會計法を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

今回改正しようとしたします點は、まず第一が附則の第十九條及び第二十條の規定であります。現行法の第二十條の規定によりますと、貿易資金の運用によります利益または損失の計算は、これを毎年度行ふことと相なつておりまして、その結果生じました利益または損失は、結局におきまして一般會計への繰入れとなりまして、また一般會計からの繰入れとなる構成となつておるのであります。現在

財源につきましては、これまたその不足額を一般會計から繰入れることが、やむを得ないものと存ぜられるのであります。大蔵省預金部特別會計におきましては、さらに九千六百二十二萬四千圓、國有鐵道事業特別會計におきましては、さらに九億九千三百九萬四千圓、通信事業特別會計におきましては、さらに五億二萬圓を、一般會計から繰入れることとしたします。ことに、新たに簡易生命保険及び郵便年金特別會計の保險勘定につきましては八千八百七十八萬四千圓、同會計の年金勘定につきましては二百五十九萬七千圓を限度といたしまして、一般會計から繰入れる必要があるのであります。

物資の價格が計算困難の状況にありま
す。關係上、この規定による損益の計
算もまた實行困難の状況と相なつてお
りますので、今回これに對する措置を
講じたのであります。すなわち現行法
の第四條またはこの法律案の第五條の
規定によりする貿易資金の運用によ
る損益計算は、昭和二十一年度から外
貨請求權及び輸入物資の輸入價格の計
算可能な状態に立ち至るまでの期間中
は、各年度ごとの計算を省略いたしま
して、前述の計算ができる状態にな
りました。この期間中、その時までの
全期間について損益の計算を行うこと
といたしまして、その期間中は毎年度
貿易資金の運用上生じまる圓資金の
不足額を、一定の計算のもとに一般會
計から補填する途を閉こうとするもの
であります。なお昭和二十二年年度にお
きまして一般會計からの補填見込額
は、五十五億圓と相なつておるのであ
ります。第二は貿易資金の運用範圍に
ついての規定でありまして、現在はその
の一部を政令に譲つておるのでありま
すが、今回全部を法律で定めまして、
運用範圍を明らかにしたものとすると
のであります。第三は貿易資金の運用
に關しまして、歳出豫算に基くものと
同様に、財政法に基く契約等の計
算、及び支拂計畫の制度を實施するこ
とにいたさうとするものであります。

改正の主なる點は以上申し上げまし
た三點でございますが、この機會に
貿易資金特別會計法の規定内容を、先
般制定せられまして財政法の趣旨に適
合せしめるため、今回所定の改正を併
せ行つた次第であります。以上の理由
によりましてこの法律案を提案申し上げ
た次第でございます。何とぞ御賛成

をお願い申し上げます。次に船員保險
特別會計法案提出の理由を御説明申し
上げます。

船員失業保險及び手當制度の創設の
ための船員保險法の一部を改正する法
律案につきましては、先に本國會に提
出し、御審議を願つたのでございませ
うが、同法案に基く新しい船員失業保險
事業の經理につきましては、政府管掌
の各種の保險事業におけると同様に、
船員失業保險事業に關する歳入歳出
は、これを特別に經理いたしまして、
その收支を明確ならしめるのが適當と
思われるのであります。従來の船員保
險法に基く船員保險事業は、厚生保
險特別會計船員勘定及び同業務勘定にお
きまして經理しておつたのであります
が、同特別會計は、他に陸上勞務者
の健康保險事業と年金保險事業とも併
せ經理しておりました。今回の船員失
業保險事業を、さらに同特別會計で經
理することとしたとしますと、まづま
ず同特別會計の性質を複雑とすること
になるのでありますから、この際船員
勘定を廢止して厚生保險特別會計の性
質を明らかにし、その經理を容易なら
しめることと、船員に關する社會保
險を一體として運用するため、新たに
船員保險特別會計を設け、従來の船員
保險事業及び今回の船員失業保險事業
を、それ／＼普通保險勘定及び失業保
險勘定に區分して併せ經理すること
としたのであります。なお船員失業
手當支給事業につきましても、その歳
入歳出の經理は、その性質上、本特別
會計において併せ行ふこととしたので
あります。

以上を理由によりまして、この法律
案を提出いたしました次第でありまして、

何とぞ御審議の上、速やかに御賛成あ
らんことをお願いいたします。

次に特別都市計畫法第四條の規定に
よる國庫補助を國債證券の交付により
行ふ等の法律案の提案理由を御説明申
上げます。

特別都市計畫法に基く土地區劃整理
事業は、戰災地再建の基礎をなし、ま
た再建の前提をなすものであります。か
ら、早急に實施することが必要である
のであります。が、事業の性質上、こ
れに要する經費も相當多額に上る
ものと察せられるのであります。従
い、この經費につきましては、高率の
國庫補助を伴ふものであります。従
い、國庫補助を伴ふもの巨額に上るもの
と考へられるのであります。そこでこ
の事業を施行するにあたりましては、
事業の緊急性と現在の財政及び金融の
事情との調整をはかることが必要と相
なるのであります。事業費の支出に
つきましてもインフレーションの抑制
を企圖する等、適當な措置を講ずるこ
とがきつて肝要であることと思われ
るのであります。この見地からいたし
まして、この法律案を提出いたしました
のであります。すなわち土地區劃整理
事業に對する國庫補助金のうち、特別
都市計畫法第十六條の規定に基く公共
用地造成のため私用地の減歩が一割五
分を超過する部分について交付する補
償金に對して行ふ補助金につきまして
は、前述の趣旨に従ひまして、この際
國債證券をもつて交付することとした
しますとともに、事業施行者が、土地
所有者及び關係者に交付いたします
減歩補償金につきましても、その交付
を受けた國債證券をもつて補償金の交
付の決済をなし得る途を開きまして、

インフレーションの抑制に努めたいと
存するのであります。なおこの減歩補
償金はその性質が面積減歩の代償であ
り、資産の一部が土地から國債證券に
移つたとも見得べきものでありまし
て、現下の經濟事情から見まして、こ
の程度の措置はやむを得ないものでは
ないかと考へられるのであります。

以上の理由によりましてこの法律案
を提出いたしました次第であります。
何とぞ御賛成をお願いいたします次第で
ございます。

次に物品の無償貸付及び譲與等に關
する法律案提出の理由を御説明申し上
げます。

財政法の施行に伴ひまして、同法第
九條の規定により、國の所有に屬する
財産の適正な對價を伴わない貸付また
は譲渡につきましては、法律の規定に
基くことを要することとなつたのであ
ります。が、國の所有に屬する財産の
うち、國有財産法の適用を受ける國有
財産につきましては、國有財産法の中
に無償貸付及び譲與に關する規定が
おかれてゐるのであります。物品につ
きましては、その無償貸付譲與等は従
來の一部のものが法律の規定に基き行
われてゐたほか、大部分は勅令等の規
定によつて行われておりましたので、
これについて今回新たに法律を制定し
て物品の管理處分の適正を期する必要
があるものであります。なお、
財政法第九條の規定は、本年四月一日
から施行せられておりますので、本
法案の施行期日も本年四月一日にさ
かのほの必要があると考えないのであ
ります。また地方自治法施行の際、都道府
縣において使用しております國費をも
つて調辨した物品につきましては、こ

の際當該都道府縣に譲與または無償貸
付の措置をすることが適當と思われま
すので、併せてその規定をおいたの
であります。

以上の理由によりまして、この法律
案を提出いたしました次第でありまして、
何とぞ御審議の上、速やかに御賛成あ
らんことをお願い申し上げます。

次に金融機關再建整備法の一部を改
正する法律案につき提案の理由を説明
いたします。

今回の改正案は金融機關再建整備に
伴う損失の整理にあつて、職員の退
職金支拂財源として積立金の一部を留
保しようとすることを目的としたもの
であります。現行法では、金融機關が
最終處理をなすにあつて、舊勘定の
損失がその益金より大である場合に
は、まづ積立金の金額を取り崩して
それを補填することになつております。
しかしながら積立金のうちには、通常
の場合、退職金支拂の財源と見られる
べき部分を含んでおるのであります。
この部分に何の割合を加へること
となく、ただちにその金額を切捨て
しましますと、永年勤続職員等に對
する退職金の支給を不當に困難ならし
めることとなり、適正を缺くまいがあ
ります。本案はこの點を改めんとした
ものであります。その骨子は左の通
りであります。

(一)金融機關はその損失處理に際して、
退職金支給財源に充てるため、任意
積立金の三分の一と法定の退職手當
積立金の合計額の範圍内において、
これを留保することができるとする。

(二)新金融機關に事業を譲渡して、舊金
融機關を整備する場合、この舊金融

機關から新金融機關に引續かれた職員は退職者として扱われ、舊金融機關に在職中の在職期間は新金融機關で通算することとする。

(三) 舊金融機關がその事業とともに職員を新金融機關に引續いだ場合は(一)より留保した積立金の全部または一部を、新金融機關に引續ぐこととする。

以上が本案の内容の概要についての御説明であります。何とぞ御審議の上、速やかに御賛成あらんことを切望いたします。

次に経済力集中排除法の施行に伴う企業再建整備法の特例等に関する法律案につきまして、簡単に提案の趣旨を御説明いたします。

政府はさきに経済力集中排除法案を提案いたしましたのでありますが、同法案につきましても、特に企業再建整備法等との関係が密接でありますので、これ等諸法律との相互の関係を明らかにし、経済力の集中排除及び再建整備の両措置を圓滑に、且つ矛盾なく遂行せしめて、速やかに所期の目的を達成せしめることが緊要であります。また集中排除の措置を命ぜられた會社であつて、企業再建整備法の適用を受けないものにつきましても、あるいは企業再建整備法の必要な規定を準用し、あるいはまた特別の規定を設ける等のことによりまして、集中排除の迅速かつ圓滑なる実施をはかることが適當であると考えられるのであります。さらに経済力集中排除法の公布施行に伴ひまして、企業が集中排除の對象として指定せられました場合、これによつて指定を受けた會社の債權債務の關係に紛糾を來すことのないよう、特に萬全の措

置を講ずる必要があると思ふのであります。

以上の理由によりまして政府はここに本法を提案いたしました次第であります。以下本法の内容を、特別經理會社である場合と、特別經理會社以外の會社である場合とにわけて、簡単に御説明いたします。

第一に特別經理會社の場合であります。この場合においては、會社が企業再建整備法の規定により認可を受ける整備計畫の内容は、経済力集中排除法の規定により、特殊會社整備委員會の定めた再編成計畫の内容に合致せしめることを要する旨の規定を置くとともに、同委員會によつて指名された管理人のあるときには、特別管理人は、その管理人の監督を受けることを明らかにしたのであります。

次に會社が経済力の集中を排除するため新たに會社を二以上設立するとき、各新設會社に承継せられるところは、債務を擔保する擔保は、それら該當の新會社に出資せられる資産の上に限つて存在することとして、會社の分割に應じて擔保關係も分割せられることとしたのであります。さらに會社が経済力集中排除法によつて指定せられてから、その再編成計畫の内容が定まるまでの間において、會社の將來に對する不安等のために生ずることの豫想せられず債權の一時の取立や、事業繼續のために必要な融資の困難を緩和するといふ趣旨をもちまして、所要の會社に對しては債務の支拂の一時停止の應急措置を認めるとともに、一般にこの間に生じた債權について、先取特權の優先措置を講ずることとしたのであります。

第二に特別經理會社以外の會社の場合であります。特別會社整備委員會によつて定められた再編成計畫中に、特別經理會社の整備計畫に準ずる事項が記載せられたときには、その再編成計畫に、整備計畫にひとしい法的効力を附與することとして、第二會社の設立手續、株主債權者に対する拘束力等に關する企業再建整備法の規定を適用することとしたのであります。さらにまた擔保關係の分割、債務支拂の一時停止、先取特權の規定については、特別經理會社の場合と同様に取扱ふこととしたのであります。

第三に特別經理會社、非特別經理會社を通じて登記に關して所要の規定を置いて、公示の手段に遺憾なきを期することとしたのであります。

何とぞ速やかに御審議の上、可決せられんことを望みます。

○島田委員長代理 この際政府に一言したいと思ひますが、會期が非常に切迫しましてから、かような十数件の案をどしどし出されたのは、あるいはこの法案が重要でない、また事情もわかりまされども、今後におきましてはそういうことのないように強く要請いたします。

暫時休憩いたします。

午後零時七分休憩

午後二時二十一分開議

○島田委員長代理 休憩前に引續きまして會議を再開します。

かねて審議中の通貨發行審議會法案につきましても討論並びに採決をいたしたいと思ひますが、討論はいかがいたしましうか。

○河合委員 討論を省略して採決せられんことを望みます。

○島田委員長代理 河合君の動議に御異議ありませんか。

○島田委員長代理 御異議なしと認めます。では本案に對する討論を省略いたしまして採決に移ります。

原案に賛成の方の御起立を求めます。

(議員起立)

○島田委員長代理 起立議員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○島田委員長代理 次に船員保險特別會計法案並びに政府職員に對する一時手當の支給に關する法律案勸業債券の割増金等に關する所得稅の課稅の特例に關する法律案、右三案を一括議題に供しまして討論及び採決に移りたいと思ひます。

○河合委員 討論を省略して至急採決せられんことを望みます。

○島田委員長代理 ただいまの河合委員の動議に御異議ありませんか。

○島田委員長代理 御異議なしと認めます。

○島田委員長代理 では討論を省略いたしまして採決に移ります。

以上三案に對し原案に御賛成の方の起立を求めます。

(議員起立)

○島田委員長代理 起立議員。よつて三案はいずれも原案の通り可決いたしました。

○島田委員長代理 次に政府に對する不正手段による支拂請求の防止等に關する法律案に關する法律案につきましても、各派から修正の動議がございますからこれを許します。塚田君。

○塚田委員 ただいま議題になつてお

ります政府に對する不正手段による支拂請求の防止等に關する法律案につきましても、各派共同の修正の動議に理由を簡単に御説明申し上げたいと思ひます。

まず修正の點を申し上げます。法案第一條但書第三號中、「千分の二」とあるのを「千分の三」に改め、第四條後段を次のように改める。この場合において第一條但書第三號の規定の地方公共團體に對する適用については、同號中に相當する金額を超えない範圍内において大蔵大臣の特に指定する購入契約により購入するものに限る。」とあるのは「地方公共團體の一般會計歳出豫算額の千分の二に相當する金額(其の金額が一萬圓に達しないときは、一萬圓)を超えない範圍内において購入するもの、並びに地方公共團體がその事業の用に供するため購入する土地及び建物に限る。」と讀み替へるものとす。

第八條中「又は貸金の合計額を」及び貸金の合計額の總額に改め、「各區分についての約定金額」の下に「合計額」を加える。

以上が修正の點であります。第一條の千分の二を千分の三に改めましたのは、いろいろ國の一般豫算の支出の面と考へ合わせます場合に、千分の二では運用に困難を面があるので、これを千分の三に改めるといふことになりました次第であります。なお國の一般會計の場合に、千分の二を千分の三に改めたのでありますが、地方公共團體の場合には千分の三にまで擴げる必要を認められないので、地方公共團體の場合には千分の二の従前通りに止めて

おいて、但しその金額が一萬圓に達しないときは一萬圓並に地方公共團體がその事業の用に供するため購入する土地及び建物に限るといふような、附加をいたしたわけでありませう。第八條の修正の理由は、原案におきましては支拂請求内書書の現実に清算をいたします場合の、現実に使つた額との比較が、勞務と資材と役務と三本にわかれて、それ／＼のものにおいてその差額を見るときに、これに於いておつたのでありますが、これは殊に土建事業などの現貨の運搬の面におきましては、場合によれば勞務で豫算を組んでおいたものを、役務の方で出してくるというやうな場合もある。また資材で組んでおいたものを、勞務で出すというやうな場合もあり得るのでありますから、これは三本を一括して合計金額において比較をしてきめるといふことにするのが、適當であると考へたからであります。以上簡單に御説明申し上げた次第であります。

○島田委員長代理 本案につきまして討論に移ります。
○塚田委員 たいだいま議題となつております法案について、日本自由黨を代表いたします、若干の希望意見を申し述べたいと存するのであります。この法案は内容を詳細に調べます場合に、必ずしも現在の經濟界、殊にこの法案が対象としておる土建、その他の事業者の實情を、十分くんでいないと思はれる點が多分にあるのであります。それらの點につきましては、過般私が質疑をいたしました點で、すでに明らかになつておると存しますので、ここでこれを繰返しません。從つてこの法案の運用の上に、よほど氣をつけ

ていただかないと、法案の目的とするところが必ず損われる。實效が得られないといふことが、私は斷言申し上げられると思ふのであります。そういう點からこの法案の運用の上におきまして、特に御留意願いたし點を二、三申し上げておきたいと存するのであります。

その一つは、この法案の實施にあつて、新しいいろいろな事務が、業者の側にも、官廳の側にも、相當多く附加つてまいります。そうなりますと必ず現實に仕事ができ上つても、金もらえない。つまり支拂いが遅延するといふ面が一層ひどくなるということが、非常に懸念される點であります。この面をぜひ運用の上において、十分な御注意をお願いしたい。それから、これが誠意をもつてこの法案ができる以上は、もちろん民間においても協力するべきであります。また協力しなればならぬが、それと同時にこの法案が實效を得られるためには、政府側において責任をもつておられる。殊に先ほどの支拂遅延をなくするといふこともその一つであります。その他に官給される資材、そういうものを適當な時期に、適當な數量、早い時期に必要な數量を支給されるのでなければ、これは實效が得られない。實效が得られない場合に、いたずらに義務だけをよけに、この法律によつて民間側に負わされるならば、おそらく事業が繼續してうまくやれるといふことは、望みがたいことであるから、政府側において責任をもつておられる部分も、必ず確實なる履行といふことを、特にこれはお願いしておきたい。もちろん政府側においてはそういう用意がある、決意があるといふことは、今まで十分言つておられるのであります。しかし必ずしも經濟界の實情が、政府側の豫想せられるやうに動かないで、萬一そういうやうな面において政府側の約束が履行されない場合に、それによつて民間側のこころむつた損害に對しては、何らかの措置を必ず講ぜられるやうに、これはぜひともお願いしておきたい。そうでないとこの法律が民間側だけに義務を負わせられ、政府側が義務を負わないといふやうに、非常に偏務的なものになるおそれが多分にある。その點を繰返してこ

でお願いしておきたいと存じます。なおこの法案の適用の上におきまして、賃金の決定などがあるものであります。賃金の決定に際しましては、殊に土建關係の事業においての勞務者賃金といふものは、一般の工場、勞務者の賃金のきめ方と非常に違つてあるものでありますから、その決定に際しましては、よく民間側の意向も參酌されて、ほんとうに運用の上で困難の起きない、支障の起きないやうなものを決定になることを切望いたします。大體希望いたしましたかんじんな點は、以上の三點であります。この點につきましてどうかこの際、政府の當局の御答辭をいただいております。御了承願います。

○小坂政府委員 たいだいま塚田委員の指摘されました點は、いずれもこの法律を忠實に政府が實行いたします際の裏づけとして、考へておらねばならぬ點のみを考へております。從つて政府としてはこの實現に對しましては、十分努力するつもりであります。御了承願います。

○川合委員 私は日本社會黨を代表いたします。政府に對する不正手段による支拂請求の防止等に關する法律案に關しまして、たいだいま各派共同提案の修正案と、その修正案を除く原案に賛成の意を表するものであります。なおこの際、賛成をするにとともに、一應希望意見を簡單に申し述べておきます。要はこの法律案の實施後においては、政府は本法法律案の立法精神に即應して、これを強力に實施してもらいたいといふ點と、さらにいろいろな資料を業者から要求するといふやうなことがなつておりますが、これらもいたずらに繁文縟禮に終ることなくして、この法律案の所期の目的を達成するに十分なるところの機能を發揮するやうに、これを運用していただきたいといふ點だけを希望として申し述べておきます。以上申し上げまして、日本社會黨を代表いたしまして、賛成の意を表する次第であります。

○島田委員長代理 ではまずこの法案に對する修正案の採決から先にいたします。右、修正案に賛成の方の御起立をお願いします。
(議員起立)
○島田委員長代理 起立議員。修正案通り決定いたしました。次に修正案の修正部分を除いた原案に賛成の諸君の起立をお願いします。
(議員起立)
○島田委員長代理 起立議員。よつて修正部分を除いた原案は可決されました。

會議に提出したいという希望がございます。これにつきましては一應委員會としまして皆さんの御賛成を得まして決断いたしました。存じますか、いかがでございますようか。
(異議なしと呼ぶ者あり)
○川合委員 租税完納運動に關する決議案の案文を朗讀いたします。
租税完納運動に關する決議案
今わが國の財政は、未だかつてない危機に臨んでゐる。それは財政の總額が非常に巨額であるばかりでなくその收支の均衡も辛じて得てゐるに過ぎないのである。一歩誤れば、經濟の再建はおろか、國家の經濟そのものが破滅する恐れがあるからである。

それに國稅の本年度豫算額は一千三百億圓であつて、國家の歳入總額の六割五分も占めてゐるにもかかわらず、納稅の現狀を見るに、申告の成績は以外に悪い上に、滞納の金額も未曾有の多額であり、このまゝに進むならば、歳入が確保できず、財政そのものが根柢から覆へる危険がある。もし萬一この健全財政が破綻を見るならば、インフレ激化による異常な慘害に國民全體が曝されねばならないことになるであらう。
もとより國民所得の異狀な今日、現在の租稅制度や徴收の方法も完全なものとは云えないが、しかし政府はこれがために納稅者や意納者を利用するやうなことがあつてはならず、公平な徴税をなすやうあらゆる努力をなすべきである。

また國民もこの大切な納稅を重視し、いやしくも正當な稅額を完納することについては、國民の名譽ある

第一類第十六号 財政及び金融委員會會議録 第四十八号 昭和二十二年十二月六日

三三二

265

責任として、進んでこれをはたすために敢然立つべきときであると信ずる。

私どもは現状の苦難を忍びつつ明日の希望を達成するために、ここに全國民が一致協力し、この危機打開のために、租税完納運動を展開する次第である。

右決議する。

以上であります。

○島田委員長代理 ただいま川合委員の讀まれた決議案につきまして御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○島田委員長代理 では決議案文の通り決定いたしました。これは提案者につきましては理事會でひとつ決定しまして、大體この次の本會議に提出したいと思ひます。

それでは本日はこれをもつて散會いたします。

午後二時四十九分散會

(参照)

通貨發行審議會法案(内閣提出)に關する報告書

船員保險特別會計法案(内閣提出)に關する報告書

政府職員に對する一時手當の支給に關する法律案(内閣提出)に關する報告書

勸業債券の割増金等に對する所得税の課税の特例に關する法律案(内閣提出)に關する報告書

政府に對する不正手段による支拂請求の防止等に關する法律案(内閣提出)に關する報告書

(都合により最終號附録に掲載)